

なぜ、今合併なのか？なぜ、今判断が必要なのか？

渥美町からの申し入れに対し、時間をかけて慎重に検討したいところですが、合併して現行の合併特例法による財政支援措置を受けるためには期限があり、来年3月末までに全ての合併協議を終え、両市町議会の議決を経て、県に合併申請書を提出する必要があります。これに間に合いませんと、まちづくりのために有利な財政支援措置を最大限活用できなくなります。

この財政支援措置を説明しますと、まず、合併特例債があります。田原市と渥美町との間には生活基盤の下水道とか地震対策などの差があり、これを合併すると同じ市民として一体的にしなければなりません。最近、多少の制度改正がありました。が、わかりやすく改正前の制度で説明しますと、10年間に約150億円の枠内でこのような事業が行え、渥美町内で行った事業については約70%を国が負担してくれるという合併奨励のための措置で、大変有利な制度です。

このほか、合併直後の臨時的な経費等に対して地方交付税と補助金で約15億の支援があります。また、国の交付税制度の維持が困難な状態の中で、今の渥美町が交付を受けている地方交付税（平成16年度予算で約15億円）が、合併後10年間は維持され、その後5年間で段階的に縮減されるという合併算定替もあります。

なお、この合併算定替は、平成17年4月施行の合併新法により、平成21年度まで継続されることになりましたが、合併期日が平成19年度以後については、現行の交付税が維持される特例期間10年を、段階的に5年に短縮することになっています。

通常、合併すれば、まず始めに市内全域の基本的な生活基盤等の水準を揃える必要があります。平成17年3月末までに県へ合併申請しなければ、こうした費用の大部分を市の単独財源で賄うこととなります。つまり、仮に合併を進めるなら、市財政への影響を考へても現行合併特例法の期限以降は大変難しくなると考えます。このため、渥美町が今申し込まれ、田原市としても、今判断を下さなければなりません。



市の財政や市民の暮らしに影響は出ないか？

仮に合併するとした場合、市の財政や皆様への行政サービスがど

のようになるかということですが、平成15年度の田原市の財政力指数は「1.61」、渥美町は「0.60」です。これは、自治体の財政能力を表す指標の一つですが、指数が「1」を超えれば標準的な水準を超えた財政力